

監査告示 第 2 号

令和 5 年 1 月 2 5 日

鹿児島市監査委員	内 山	薫
同	小 迫	義 仁
同	志 摩	れい子
同	大 森	忍

平成 2 9 年度包括外部監査の結果に関する措置について（公表）

地方自治法第 2 5 2 条の 3 8 第 6 項の規定に基づき、包括外部監査の結果に基づく措置を講じた旨の通知がありましたので、同項の規定により公表します。

記

平成 2 9 年度包括外部監査

特定の事件（監査テーマ）

「水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について」

指摘事項等	担当局部課名	措 置
第 4 部 指摘及び意見 4. 入札・契約業務について (2) 指摘及び意見 8) 給水停止先の再開に関する運用について (意見) 給水停止の解除による開栓業務に関して、滞納していた利用者が未納の料金を払った場合、夜間であっても速やかに（2 時間以内を目安）委託業者に開栓業務を依頼している。夜間は委託	水道局 総務部 料金課	平成 3 0 年度からの包括業務委託に伴い、給水停止による開栓業務は受託者が行っており、開栓時間帯による委託料の追加的な負担は生じていない。 また、利用者間の公平性の確保の観点から、令和 5 年度より窓口営業時間内（月曜日～金曜日：8：30～20：00、土曜日：8：30～17：15）に未納料金を払った場合に限り、開栓業務を行うこととし

料が割高であるため、それだけ水道局がコストを負担していることになるが、利用者間の公平性の観点からは、上記のようなケースが公平性を害し、過剰なサービスとなっていないか検討する必要がある。

(P 1 0 5)

た。

(通知受理日：令和4年12月26日)